

# 使用許諾契約書

本書は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ（以下、「甲」といいます）がお客様（以下、「乙」といいます）に提供するソフトウェア（JFT/Lite Net）およびそれに付随するマニュアル等の関連資料のご使用条件等を定めたものです。

## 第1条 対象ソフトウェア

1. 本契約において許諾の対象となるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）は、サブスクリプション証書に定める種類・内容のソフトウェアとします。また本ソフトウェアには、サブスクリプション期間中に甲が乙に提供するバージョンアップ版及びアップデート版が含まれます。
2. 本ソフトウェアの仕様、使用環境、その他本ソフトウェアの詳細は、サブスクリプション証書及び付属マニュアルに定めるとおりとします。ただし、これら仕様等については、本ソフトウェアのアップデート又はバージョンアップされた際に、甲の任意の判断で変更する場合があります。

## 第2条 使用許諾

1. 甲は、乙に対し、サブスクリプション期間中、乙が使用料を支払うことを条件に、本ソフトウェアを、サブスクリプション証書記載のライセンス数の台数のコンピュータ端末にインストールすることによって使用するライセンスを付与します（以下「本ライセンス」といいます）。
2. 甲は、乙に対し、サブスクリプション期間中、乙が使用料を支払うことを条件に、本ソフトウェアに関する問い合わせ窓口をご提供します。問い合わせ窓口の詳細は別紙サービスサポートのご案内に記載します。
3. 本ライセンスは、非独占的であり、かつ、再許諾（サブライセンス）不可、譲渡不能のものとなります。

## 第3条 サブスクリプション期間

1. 本ソフトウェアの使用期間（以下「サブスクリプション期間」といいます）は、サブスクリプション証書で定められたライセンス有効期間（以下「有効期間」といいます）とします。有効期間を過ぎた場合、本ソフトウェアは使用できなくなります。有効期間を延長する場合は所定の更新手続きによりライセンスの発行を行う必要があります。
2. 甲は本サブスクリプションサービスを終了する場合、サービス終了の12ヶ月前にHP(<http://www.jft-edi.jp/>)に掲載し、かつ/または他の合理的な手段を用いて通知するように努力いたします。サービス終了後はいかなる理由によっても本ソフトウェア・付帯するサービスのご利用はできません。

## 第4条 使用料

1. 乙は、甲に対し、本ソフトウェアの使用料金として、注文書に定める使用料を、注文書に記載した支払い条件に従い支払うものとします。サブスクリプション期間を更新した場合も同様とします。
2. 乙は、前項の使用料金を、注文書に定める支払方法に従って支払います。振込手数料又はその他支払に際して要する費用は、乙の負担とします。
3. 途中解約を行う場合、残有効期間分の使用料金の払い戻しは行いません。

## 第5条 権利帰属

1. 乙は、本ソフトウェア及び付属ドキュメントの著作権、並びに、これらにおいて使用若しくは実施される発明、考案、意匠、ノウハウ若しくは他の知的財産に関する権利（以下単に「知的財産権」といいます）が、甲に帰属することを確認します。本契約の締結や本ソフトウェアの使用許諾によって、本ソフトウェアの知的財産権が、甲から乙に移転することはありません。
2. 本ソフトウェアの名称である「JFT」は甲の登録商標であり、甲がこれを独占的に使用する権利を有します。

## 第6条 保証

1. 甲は乙が本ソフトウェアを実行した結果の影響については、一切責任を負いません。
2. 甲は、サブスクリプション期間中、本ソフトウェアの動作が、注文書及び付属マニュアルに定める環境において、これら文書に定める本ソフトウェアの重要な仕様を実質的に適合することを保証します。
3. 本ソフトウェアが前項の規定に従って動作しなかったときは、甲は、乙に対し、本ソフトウェアの修正パッチを提供します。ただし、本ソフトウェアの修正の時期は、甲がその裁量で定めます。
4. 前各項の規定にかかわらず、本ソフトウェアの仕様不適合が以下のいずれかの場合に生じたときは、甲は、当該仕様不適合につき責任を負いません。
  - (a) 本ソフトウェアが、所定の動作環境とは異なる環境で使用された場合
  - (b) 甲以外の者が、本ソフトウェアを、甲の承諾なく改造又は改変した場合
  - (c) 当該仕様不適合が、本ソフトウェアと第三者のソフトウェア若しくはハードウェアとの組合せによるか、又はネットワーク若しくは動作環境の不調による場合
  - (d) その他、甲の責めに帰すべきでない事由による場合
5. 本条の規定は、本ソフトウェアの保証に関する甲の一切の責任を規定したものであり、乙は、これ以外の請求を行うことはできません。

第7条 禁止事項

1. 乙は、本ソフトウェア及び関連資料を売却、譲渡、貸与又はその他のいかなる方法であっても第三者に使用させることはできません。
2. コンピュータプログラムの改変あるいはリバースエンジニアリング。

第8条 使用权の消失

1. 乙が本契約に違反したとき、または甲の著作権を侵害したときは、有効期間の有無を問わず許諾された使用权は自動的に解除され、お客様は速やかに本製品を削除する必要があります。

第9条 改訂

1. 甲は本使用許諾契約書の改訂版を HP(<http://www.jft-edi.jp/>)に掲載し、かつ/または他の合理的な手段を用いて告知することにより、本使用許諾契約書を修正または更新する場合があります。更新後の規約にご同意いただけない場合、(a)更新日時点でご購入済みの製品にはその時点のサブスクリプション期間の残余期間にわたり引き続き既存の使用許諾契約書が適用され、(b)更新後の規約の発効日後に行われた製品の新規ご購入または更新には、更新または修正後の使用許諾契約書が適用されます。

第10条 秘密保持

1. 甲または乙は本契約にて知りえた秘密情報を本契約に基づく活動を遂行するためにのみ使用できます。また以下を除き、乙の許可なく第三者に開示しないものとします。
  - (a)本契約の目的を達成するために知る必要がある、関連会社、代理人および下請業者に対し秘密情報を開示が必要になった場合
  - (b) 行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署相手方から機密情報の開示を要求された場合

以上